

# 年金記録訂正請求に係る答申について

近畿地方年金記録訂正審議会  
平成 30 年 1 月 25 日 答申分

## ○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

厚生年金保険関係 2件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 3件

国 民 年 金 1件

厚生年金保険関係 2件

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700402号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700298号

## 第1 結論

請求者のA社におけるB共済組合員としての平成11年7月1日から同年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成11年7月から同年9月までの標準報酬月額については、24万円を36万円とする。

平成11年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成11年7月から同年9月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく掛金(訂正前の標準報酬月額に基づく掛金を除く。)を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成11年7月1日から同年10月1日まで

ねんきん定期便を見ると、請求期間の標準報酬月額が、給与振込明細書に記載されている標準報酬月額より低い額となっている。請求期間に係る給与振込明細書を提出するので、当該期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

C法律(平成\*年\*月\*日法律第\*号)附則第\*条において、B共済組合の組合員であった期間の標準給与の月額は、厚生年金保険法による標準報酬月額とみなすと規定されている。

また、請求者から提出された給与振込明細書及びA社の担当者の陳述によると、請求者が、請求期間において、オンライン記録の標準報酬月額(24万円)に基づく掛金額を超える標準報酬月額36万円に見合う掛金をA社により給与から控除されていたことに加えて、平成11年6月に同年4月まで遡って昇給した差額の支払を受けていたことが認められるところ、B共済組合の担当者は、「請求者から提出された給与振込明細書を見ると、平成11年6月に昇給及び差額支給されているが、当該差額が同年4月まで遡って支払われている場合、当時のB共済組合における標準給与の月額の随時改定に関する取扱によると、平成11年7月からの随時改定に該当し、標準給与の月額は36万円となる。」旨陳述している。

以上のことから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、前述の給与振込明細書により確認できる掛金控除額等から、36万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者の請求期間に係る掛金を納付する義務を履行したか否かについては、A社は、請求者の請求期間に係る給与月額の届出及び掛金の納付について、当時の資料がないため不明である旨回答しており、このほかにこれを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、B共済組合の当該掛金を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの給与月額に係る届出をB共済組合に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700392号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700299号

## 第1 結論

- 1 請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日を平成24年4月2日とし、同年4月から同年6月までの標準報酬月額については、30万円を38万円とすることが必要である。

平成24年4月から同年6月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 請求者のA社における平成24年7月1日から平成25年8月16日までの期間の標準報酬月額を次のとおり訂正することが必要である。平成24年7月及び同年8月の標準報酬月額は30万円を38万円、同年9月から平成25年7月までの標準報酬月額は34万円を38万円とする。

平成24年7月から平成25年7月までの上記訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額(平成24年7月、同年8月及び平成25年7月は訂正前の標準報酬月額を除く。平成24年9月から平成25年6月までは、訂正前の標準報酬月額のうち、30万円を除く。)として記録することが必要である。

## 第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和42年生  
住所 :

- 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成24年4月2日から同年7月1日まで  
② 平成24年7月1日から平成25年8月16日まで

A社を被告として、未払の時間外勤務手当の支払及び厚生年金保険被保険者資格取得日の訂正届の提出等を求めて提訴したところ、同社は、係争中に被保険者の資格取得日訂正届及び報酬月額算定基礎届を提出したが、当該届に基づく年金記録については、年金受給額に反映しない期間がある上、標準報酬月額については、裁判により認められた報酬月額に見合う標準報酬月額となっていない。

請求期間①及び②について、A社との裁判に係る経緯及び結果に基づき、年金受給額に反映するように、請求期間①の資格取得日を平成24年4月2日に、請求期間①及び②の標準報酬月額を38万円に訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

- 1 請求期間①及び②について、請求者は、A社を被告とする裁判を行った理由として、「A社に勤務していた期間において、法律に基づく時間外勤務手当が支払われておらず、また、同社における厚生年金保険の被保険者の資格取得日及び標準報酬月額が実態と異なるものであったため、年金事務所に資格取得日等の訂正を求めたが、同社からの訂正届出がなければ訂正できないと返答されたことから、同社を被告として提訴し、未払の時間外勤務手当の支払を請求するとともに、資格取得日等の訂正の届出を求めた。」旨陳述の上、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の保険料徴収権の時効について、「民法第166条第1項において、

消滅時効は、権利を行使することができる時から進行するとされており、厚生年金保険法に係る通知「解雇の効力につき係争中における健康保険等の取扱について」（昭和 25 年 10 月 9 日付け保発第 68 号厚生省保険局長通知）によると、事業主と係争があり、当該係争が確定した場合、遡って保険料を徴収するとなっていることから、未払の時間外勤務手当の支払について事業主と係争があった場合も同様に、当該係争に係る判決確定の日の翌日から保険料徴収権の消滅時効が進行することとなる。」旨主張し、本件訂正請求を行った時点（平成 29 年 7 月 20 日受付）において、請求期間①及び②に係る保険料徴収権が時効消滅していないものとして、当該期間を保険給付の計算の基礎となる年金記録に訂正することを求めている。

しかしながら、前述の昭和 25 年 10 月 9 日付け保発第 68 号は、解雇について係争があった場合における健康保険及び厚生年金保険の保険給付、保険料徴収等の取扱を示したものであり、当該通知において、保険料徴収権の消滅時効に係る記載は見当たらない。

- 2 請求期間①について、オンライン記録において、A社における請求者の厚生年金保険被保険者資格取得年月日は、平成 27 年 8 月 26 日付けで平成 24 年 7 月 2 日から同年 4 月 2 日に訂正されており、当該訂正により、請求期間①は、厚生年金保険の被保険者であったものの保険給付の計算の基礎とならない期間（厚生年金保険法第 75 条本文該当、標準報酬月額額は 30 万円）と記録されているところ、請求者から提出された給与明細書、B 地方裁判所の判決書及び日本年金機構 C 事務センターの回答により、請求期間①の標準報酬月額額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額（38 万円）は、厚生年金保険法第 75 条本文該当期間の標準報酬月額（30 万円）よりも高い額であることが認められる。

しかしながら、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が、請求期間において、厚生年金保険被保険者として負担すべき保険料を事業主により給与から控除されていたと認められる場合とされているところ、請求者から提出された請求期間①に係る給与明細書において厚生年金保険料の控除に係る記載はない上、A社は、「請求者の給与明細書どおりの厚生年金保険料を控除し、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料以外に厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間①に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が請求期間①において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求期間①について、前述のとおり、請求者が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないことから、保険給付の計算の基礎となる記録への訂正は認められないものの、当該期間の標準報酬月額額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額（38 万円）は、オンライン記録の厚生年金保険法第 75 条本文該当期間の標準報酬月額（30 万円）よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成 24 年 4 月から同年 6 月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる給与支給額から 38 万円に訂正し、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが妥当である。

- 3 請求期間②について、請求者から提出された給与明細書、B 地方裁判所の判決書及び日本年金機構 C 事務センターの回答により、当該期間の標準報酬月額額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額（38 万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30 万円又は 34 万円）よりも高い額であることが認められる。

しかしながら、厚生年金特例法に基づき被保険者記録の訂正及び保険給付が行われるのは、請求者が事業主により給与から控除されていたと認められる厚生年金保険料に見合う標準

報酬月額範囲内であることから、同法による記録の訂正及び保険給付が行われるためには、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を上回る必要があるところ、請求者から提出された請求期間②に係る給与明細書において控除されている厚生年金保険料に見合う標準報酬月額は、オンライン記録において保険給付の計算の基礎となる額として記録されている標準報酬月額を上回らない上、A社は、「請求者の給与明細書どおりの厚生年金保険料を控除し、当該給与明細書に記載された厚生年金保険料以外に厚生年金保険料は控除していない。」旨回答している。

このほか、請求者が、請求期間②について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を控除されていたことを確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求期間②において、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

一方、請求期間②について、前述のとおり、請求者が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできないことから、保険給付の計算の基礎となる記録への訂正は認められないものの、当該期間の標準報酬月額の決定の基礎となる報酬月額に見合う標準報酬月額（38万円）は、オンライン記録の標準報酬月額（30万円又は34万円）よりも高い額であることが認められる。

したがって、平成24年7月から平成25年7月までの標準報酬月額については、前述の給与明細書等により確認できる給与支給額から38万円に訂正し、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額（平成24年7月、同年8月及び平成25年7月は訂正前の標準報酬月額を除く。平成24年9月から平成25年6月までは訂正前の標準報酬月額のうち、30万円を除く。）として記録することが妥当である。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700431号  
厚生局事案番号 : 近畿(国)第1700044号

## 第1 結論

昭和36年4月から昭和49年10月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和11年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和36年4月から昭和49年10月まで

国民年金の加入手続を行った場所を記憶していないが、昭和36年4月頃に、役所の窓口において国民年金手帳をもらった記憶があるので、その時に加入手続を行ったと思う。

請求期間の国民年金保険料については、2か月に1回、自宅に集金に来たA県B市C出張所の集金人に2か月分ずつ納付した。国民年金保険料を納付すると、国民年金手帳に検認印を押してもらったことを記憶している。

国民年金手帳を紛失してしまったが、請求期間の国民年金保険料は、全て集金人に納付したはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求者は、昭和36年4月頃に国民年金の加入手続を行い、請求期間の国民年金保険料は、全て集金人に納付した旨主張している。

しかしながら、請求者の主張どおりに国民年金の加入手続が行われた場合、昭和36年4月頃に年金記録を管理するための国民年金手帳記号番号(以下「記号番号」という。)が払い出され、請求期間の国民年金保険料を納付するためには当該記号番号が必要となる所、記号番号の払出しの有無について、社会保険オンラインシステムにより複数の読み方で氏名検索を行ったほか、年金情報総合管理・照合システム(紙台帳検索システム)により、請求者が請求期間当時の住所地であるとするB市において、請求期間に払い出された記号番号の縦覧調査を行ったが、請求者に対する有効な記号番号の払出しは確認できない。

また、B市の広報紙等によると、同市における集金人による国民年金保険料の戸別集金については、昭和36年度当時には実施されておらず、集金人による国民年金保険料の領収方法については、請求期間中の昭和49年4月に国民年金手帳に検認印を押す方法から領収証を発行する方法に変更されていることが確認でき、このことは請求者の主張と符合しない。

さらに、請求期間を通じて国民年金保険料が納付された場合、加入手続時に交付された国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄及び国民年金印紙検認台紙が不足することになるため、当該手帳と同一記号番号の新たな国民年金手帳が交付されることになるが、請求者は、これまでに交付された国民年金手帳は1冊であるとしている。

加えて、請求期間は163か月に及んでおり、これほどの長期間にわたって国民年金保険料の収納及び記録管理における事務過誤が繰り返されたとも考え難い。

なお、前述の記号番号の縦覧調査を行ったところ、国民年金手帳記号番号払出簿において、払出日の記載がなく「取消」のゴム印が押された請求者と同姓同名の者に係る記号番号が判明したことから、社会保険オンラインシステム及び紙台帳検索システムにより、当該記号番号を

検索したが、当該記号番号に係る国民年金保険料の納付記録は確認できない。

また、前述の判明した記号番号に係る記載等は、国民年金手帳記号番号払出簿における同記号番号前後の記号番号に係る記載状況から、昭和 40 年頃から昭和 43 年頃までの間に行われたものと考えられ、請求者が主張する加入手続時期とは異なっている。

このほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書控等）はなく、請求期間について、請求者の国民年金保険料が納付されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700424号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700296号

## 第1 結論

請求期間について、厚生年金保険の第四種被保険者であったことを認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和49年3月1日から昭和50年8月1日まで  
② 昭和57年3月19日から昭和61年4月1日まで

請求期間①については義父(当時)、請求期間②については妻(当時)が、それぞれ第四種被保険者資格の取得に係る手続及び保険料納付を行った。そのことは、所持する国民年金手帳の被保険者の種別の「任」の箇所に丸印が付されていることから分かる。

しかし、厚生年金保険の記録では、請求期間①及び②について、第四種被保険者の記録が無いので、年金記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

請求期間①及び②について、昭和60年改正前の厚生年金保険法(昭和29年法律第115号、以下「旧厚年法」という。)第15条第1項及び同条第2項において、厚生年金保険の被保険者期間が10年以上ある者が、厚生年金保険の老齢年金を受けるに必要な厚生年金保険の被保険者期間を満たしていないときは、その者は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日を起算日として、6か月以内に申出を行うことにより、厚生年金保険の第四種被保険者となることができる旨、また、同法82条第1項及び同条第3項において、第四種被保険者は、全額自己負担の保険料を納付する義務を負う旨がそれぞれ規定されていたところ、請求者は、請求期間①及び②に係る当該申出及び保険料納付を自身では行っていない旨陳述している上、請求期間①に係る当該申出等を行ったとされる義父は、既に死亡、請求期間②に係る当該申出等を行ったとされる妻は、当該手続等を行ったか否かについて覚えていない旨回答していることから、請求者の当該各期間に係る厚生年金保険の第四種被保険者の申出及び保険料納付が行われたことを確認することができない。

また、請求期間②について、旧厚年法第17条第2号において、厚生年金保険の第四種被保険者は、厚生年金保険の老齢年金を受けるに必要な厚生年金保険の被保険者期間(請求者の場合は20年)を満たしたときは、厚生年金保険の第四種被保険者資格を喪失する(以下「法第17条第2号喪失」という。)旨が規定されていたところ、請求期間①及び②当時の管轄の社会保険事務所(平成22年1月から年金事務所)の厚生年金保険第四種被保険者名簿により、請求者が、請求期間①の後に取得した厚生年金保険の第四種被保険者資格を、請求期間②の前に、法第17条第2号喪失していることが確認できることから、制度上、請求者は、請求期間②において、厚生年金保険の第四種被保険者となることはできない。

さらに、請求期間①及び②について、前述のとおり、厚生年金保険の第四種被保険者となるための申出は、厚生年金保険の被保険者資格を喪失した日から6か月以内に行うこととされていたところ、請求期間①及び②それぞれの始期から6か月以内の期間における厚生年金保険第四種被保険者名簿の内容を確認したが、請求者の名前は無く、第四種整理記号に請求者の記録



の欠落をうかがわせる欠番が無いことから、請求者が、請求期間①及び②に係る厚生年金保険の第四種被保険者資格を取得した事情は見当たらない。

加えて、請求期間①及び②について、請求者は、所持する国民年金手帳において当該各期間における被保険者の種別の表記が任意となっている（請求期間①については、任意から強制に訂正されている）こと及び当該国民年金手帳に昭和49年3月分から同年6月分の保険料領収証（昭和49年3月分は領収証書。以下同じ。）が貼付されていることの2点が、当該各期間において請求者が厚生年金保険の第四種被保険者であったことを示す根拠であると主張しているが、当該国民年金手帳を見ると、当該手帳は、昭和49年改正前の国民年金法施行規則（昭和35年4月23日厚生省令第12号）第10条に定められた国民年金単独の第1号様式の手帳であることが確認でき、同手帳において示されている被保険者の種別は、国民年金の任意加入被保険者か強制加入被保険者のいずれかの別であって、厚生年金保険の第四種被保険者か否かの別ではない上、当該領収証には、昭和49年3月分から同年6月分までの国民年金保険料を領収した旨が記されており、当該領収証に記されている1か月当たりの保険料額は、当時の1か月当たりの国民年金保険料額と一致し、請求者が当時において厚生年金保険の第四種被保険者であった場合の1か月当たりの厚生年金保険料額とは一致しないことから、当該国民年金手帳及び保険料領収証は、請求者が請求期間①及び②において厚生年金保険の第四種被保険者であったことを示す資料とはいえない。

なお、請求者が所持する国民年金手帳に請求期間②の被保険者の種別が任意である旨が記されていることについては、昭和60年改正前の国民年金法（昭和34年法律第141号）附則第6条において、厚生年金保険の老齢年金を受けるに必要な厚生年金保険の被保険者期間（請求者の場合は20年）を満了した者は、申出により国民年金の被保険者（任意加入被保険者）となることができる旨が規定されていたところ、前述のとおり、請求者が、請求期間②の前に、厚生年金保険の老齢年金を受けるに必要な厚生年金保険の被保険者期間を満了したことが当時において確認できたことから、国民年金の任意加入被保険者であることを示す当該任意の表示が行われたものとするのが妥当である。

このほか、請求者の請求期間①及び②の厚生年金保険の第四種被保険者に係る保険料の納付について、確認又は推認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料を総合的に判断すると、請求者が請求期間①及び②において、厚生年金保険の第四種被保険者であったと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 近畿(受)第1700410号  
厚生局事案番号 : 近畿(厚)第1700297号

## 第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間②について、請求者のB社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間③について、請求者のC社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間④について、請求者のD社(現在は、E社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

請求期間⑤について、請求者のF社(現在は、G社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

## 第2 請求の要旨等

### 1 請求者の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和12年生  
住所 :

### 2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 昭和32年4月1日から昭和33年5月1日まで  
② 昭和34年2月27日から同年5月15日まで  
③ 昭和39年8月1日から同年11月1日まで  
④ 昭和42年5月1日から同年11月1日まで  
⑤ 昭和58年3月1日から同年6月1日まで

私は、請求期間①についてはA社、請求期間②についてはB社、請求期間③についてはC社、請求期間④についてはD社及び請求期間⑤についてはF社において、試用期間として勤務していた。私が行った審査請求に対する平成24年1月10日付け決定書における記載内容及び私が所持する厚生年金保険法の判例集によると、同法に基づく被保険者資格取得確認の基準日は、被保険者が適用事業所に使用されるに至った日であると明確に決められており、また、保険者においては、試用期間を理由とする被保険者資格取得届の遅延を認めず、雇入れ当初より被保険者とする旨確認できることから、請求期間①から⑤までの各期間の厚生年金保険被保険者資格の取得日に係る記録を訂正してほしい。

## 第3 判断の理由

1 請求者は、請求期間①から⑤までの各期間について、各請求対象事業所において試用期間として勤務していたので、当該期間における被保険者資格の取得日を訂正してほしいと主張している。

一方、請求期間①から⑤までの各期間については、年金事務所が訂正請求書を受け付けた日(平成29年8月1日)において厚生年金保険料を徴収する権利が時効により消滅している期間であり、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律が適用される期間であるところ、同法に基づき保険給付の計算の基礎となる年金記録の訂正が行われるのは、請求者が請求期間①から⑤までの各期間において、各請求対象事業所に勤務していた事実が認められ、かつ、厚生年金保険被保険者として負担すべき厚生年金保険料を事業主に

より給与から控除されていた事実が認められる場合とされている。

- 2 請求期間①について、A社は、法務局の回答において昭和45年9月4日に清算終了している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できる事業主4人は、オンライン記録によると、死亡又は所在不明のため、請求者の同社における入社日並びに請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、同社及び元事業主に確認することができない。

また、A社に係る被保険者名簿及びオンライン記録（以下「被保険者名簿等」という。）において、請求期間①に被保険者記録があり連絡先が判明した28人に照会し、20人から回答又は陳述を得たところ、このうち1人が、「請求者を記憶している。」旨回答及び陳述しているものの、同人からは、請求者の同社における入社日及び勤務期間をうかがえる回答又は陳述は得られなかった上、残りの19人は請求者を知らないとしており、当該20人の回答又は陳述からは、請求者の請求期間①に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえない。

さらに、請求者は、A社における上司の姓を記憶しているところ、同社に係る被保険者名簿等において請求期間①に被保険者記録がある当該上司と同姓の者は、オンライン記録によると、死亡しており、請求者の同社における勤務実態等について、同人に確認することができなかった。

加えて、回答又は陳述のあった前述の20人のうち、3人が記憶する請求期間①当時のA社における社会保険事務及び給与計算事務担当者の3人については、同社に係る被保険者名簿等によると、死亡、所在不明又は当該期間に被保険者記録が見当たらないため、請求者の請求期間①に係る厚生年金保険料控除について、これらの者に確認することができなかった。

- 3 請求期間②について、B社は、法務局の資料において昭和40年10月4日に解散している上、同社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において確認できる事業主2人は、オンライン記録によると、死亡しており、請求者の同社における入社日並びに請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、同社及び元事業主に確認することができない。

また、B社に係る被保険者名簿及びオンライン記録（以下「被保険者名簿等」という。）において、請求期間②に被保険者記録があり連絡先が判明した9人に照会し、6人から回答を得たところ、このうち3人が、「請求者を記憶している。」旨回答しているものの、当該3人からは、請求者の同社における入社日及び勤務期間をうかがえる回答は得られなかった上、残りの3人は請求者を知らないとしており、当該6人の回答からは、請求者の請求期間②に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえない。

さらに、回答のあった前述の6人のうち、4人が記憶する請求期間②当時のB社における社会保険事務及び給与計算事務担当者の4人については、同社に係る被保険者名簿等によると、死亡、所在不明又は当該期間に被保険者記録が見当たらないため、請求者の請求期間②に係る厚生年金保険料控除について、これらの者に確認することができなかった。

- 4 請求期間③について、C社の後継事業所であるH社は、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、「当時の資料の保管はなく、不明である。」旨回答している。

また、C社に係る厚生年金保険被保険者原票、健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿及びオンライン記録において、請求期間③に被保険者記録があり連絡先が判明した19人に照会し、11人から回答又は陳述を得たが、請求者を記憶している者はおらず、当該11人からは、請求者の請求期間③に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除を確認できなかった。

なお、回答又は陳述のあった前述の11人からは、請求期間③当時のC社における社会保険事務及び給与計算事務担当者について、回答又は陳述を得られなかった。

- 5 請求期間④について、E社は、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除について、「当時の資料の保管はなく、不明である。」旨回答している。

また、D社に係るオンライン記録及び厚生年金保険被保険者原票において、請求期間④に被保険者記録があり連絡先が判明した43人に照会し、20人から回答又は陳述を得たところ、このうち1人が、「請求者を記憶している。」旨回答しているものの、同人からは、請求者の同社における入社日及び勤務期間をうかがえる回答は得られなかった上、残りの19人は請求者を知らないとしており、当該20人の回答又は陳述からは、請求者の請求期間④に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえない。

さらに、回答又は陳述のあった前述の20人のうち、1人が記憶する請求期間④当時のD社における給与計算事務担当者の1人については、オンライン記録によると、所在不明のため、請求者の請求期間④に係る厚生年金保険料控除について、この者に確認することができなかった。

- 6 請求期間⑤について、当該期間当時のF社の事業主は、「請求期間⑤当時、厚生年金保険の加入について、従業員は全員、入社後すぐに加入するのではなく、試用期間として3か月程度は様子を見た後に、加入することになっていた。F社における請求者の厚生年金保険被保険者資格の取得日が昭和58年6月1日であるのであれば、請求者は、請求期間⑤に試用期間として勤務していたものと思う。」旨陳述しているものの、当該事業主は、「試用期間終了後の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、月の初日であっても途中であっても被保険者期間としては1か月間に変わりないので、1日付けとしていた。当時の資料の保管はなく、F社における厚生年金保険被保険者資格の取得日から入社日を特定することはできないので、請求者の同社における勤務期間は不明である。」旨陳述しており、請求者の同社における入社日及び請求期間⑤に係る具体的な勤務実態について確認することができない。

また、前述の請求期間⑤当時の事業主は、「試用期間中に支払った給与からは厚生年金保険料は控除していない。」旨陳述している。

さらに、F社に係るオンライン記録において、請求期間⑤に被保険者記録があり連絡先が判明した9人に照会し、4人から回答又は陳述を得たところ、このうち3人が、「請求者を記憶している。」旨回答及び陳述しているものの、当該3人からは、請求者の同社における入社日及び勤務期間をうかがえる回答又は陳述は得られなかった上、残りの1人は請求者を知らないとしており、当該4人の回答又は陳述からは、請求者の請求期間⑤に係る勤務実態及び厚生年金保険料控除をうかがえない。

なお、G社に係る商業登記によると、同社は、平成25年5月31日に解散、同年12月1日に会社継続していることが確認できるところ、前述の請求期間⑤当時の事業主は、「G社は、平成25年5月に解散しており、今は、全く新しい者が、会社名を引き継ぎ、代表を勤めているので、その会社に請求期間⑤当時のことを聞いても、資料等は引き継いでおらず、何も分からない。」旨陳述している。

- 7 このほか、請求者の請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から⑤までの各期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。